

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年1月12日提出
【計算期間】	第2計算期間 (自 2019年10月19日 至 2020年10月19日)
【ファンド名】	iFreeNEXT 日本小型株インデックス
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松下 浩一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇 保宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の株式に投資し、日本の小型株市場の動きを捉える指数との連動をめざして運用を行ないます。

連動をめざす対象指数（ベンチマーク）の選定および変更は、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断で決定するものとします。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		日経 225
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	
中小型株	年4回	欧州		
債券	年6回 (隔月)	アジア		TOPIX
一般		オセアニア		
公債	年12回 (毎月)	中南米		
社債		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (TOPIX Small [®])
その他債券 (クレジット属性 ())	日々	中近東 (中東)		
不動産投信	その他 ()	エマージング		
その他資産 (投資信託証券) (株式 中小型株)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断で変更する場合があります。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

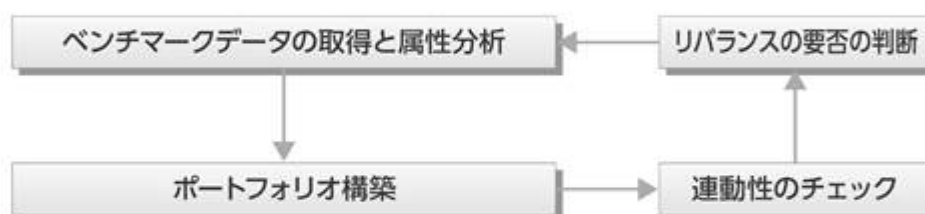
わが国の株式に投資し、投資成果を対象指数(ベンチマーク)の動きに連動させることをめざします。

- ◆連動をめざす対象指数(ベンチマーク)の選定および変更は、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断で決定するものとします。対象指数(ベンチマーク)については変更になる場合があります。
- ◆対象指数(ベンチマーク)は、TOPIX Small(トピックススモール)です。

●TOPIX Smallについて

TOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した浮動株時価総額加重型株価指数の一つです。TOPIX Smallは、東京証券取引所の市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄の中から、TOPIX500構成銘柄を除いた全銘柄から構成される指数のことをいい、1998年4月1日を1000ポイントとして算出しています。

運用プロセス

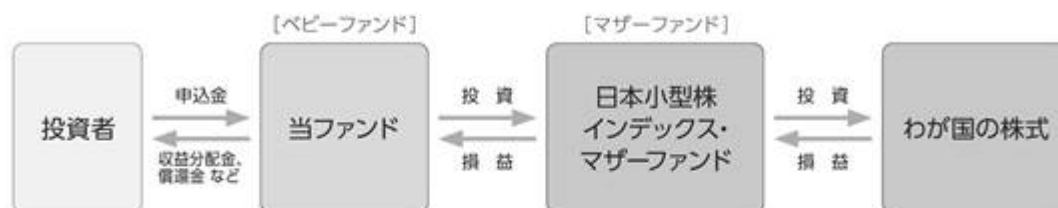


ポートフォリオの作成にあたっては、ベンチマークへの連動をめざしたポートフォリオを構築します。また、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引を利用することがあります。ただし株価指数先物が存在しない等の理由から他の指数に連動する先物取引を利用する場合があります。そのためベンチマークと基準価額の動きに乖離が発生する可能性があります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年10月18日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

（注）第1計算期間は、2019年10月18日（休業日の場合翌営業日）までとします。

〔分配方針〕

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

- ① TOPIX Smallの指数値およびTOPIX Smallの商標は、株式会社東京証券取引所(以下「**㈱東京証券取引所**」)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX Smallに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX Smallの商標に関するすべての権利は**㈱東京証券取引所**が有します。
- ② **㈱東京証券取引所**は、TOPIX Smallの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX Smallの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX Smallの商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ **㈱東京証券取引所**は、TOPIX Smallの指数値およびTOPIX Smallの商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX Smallの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ **㈱東京証券取引所**は、TOPIX Smallの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、**㈱東京証券取引所**は、TOPIX Smallの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 本件インデックスファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ **㈱東京証券取引所**は、本件インデックスファンドの購入者または公衆に対し、本件インデックスファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ **㈱東京証券取引所**は、当社または本件インデックスファンドの購入者のニーズを、TOPIX Smallの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、**㈱東京証券取引所**は本件インデックスファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

● 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、ベンチマークの動きに連動する投資成果をあげることがをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・ 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・ 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・ 株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
- ・ 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・ 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- ・ 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

(2) 【ファンドの沿革】

2018年10月19日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)

お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p style="text-align: right;">など</p>
1	収益分配金、償還金など	お申込金（ 3 ）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成</p> <p style="text-align: right;">など</p>
運用指図	2	損益 信託金（ 3 ）
受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行</p>	<p>信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算</p> <p style="text-align: right;">など</p>
		損益 投資
投資対象	<p>わが国の金融商品取引所上場株式 国内株式を対象とした株価指数先物取引 など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)</p>	

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（2020年10月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

- 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
- 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1960年 4月 1日 営業開始
- 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
- 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

日本小型株インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、日本の小型株市場の動きを捉える指数との連動をめざして運用を行ないます。

連動をめざす対象指数（ベンチマーク）の選定および変更は、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断で決定するものとします。

ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ．マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ．株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、〈ファンドの特色〉をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限ります。）
 - ハ．約束手形
- ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1. の証券または証書ならびに前12. および前17. の証券または証書のうち前1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2. から前6. までの証券ならびに前14. の証券のうち投資法人債券ならびに前12. および前17. の証券または証書のうち前2. から前6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13. の証券および前14. の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

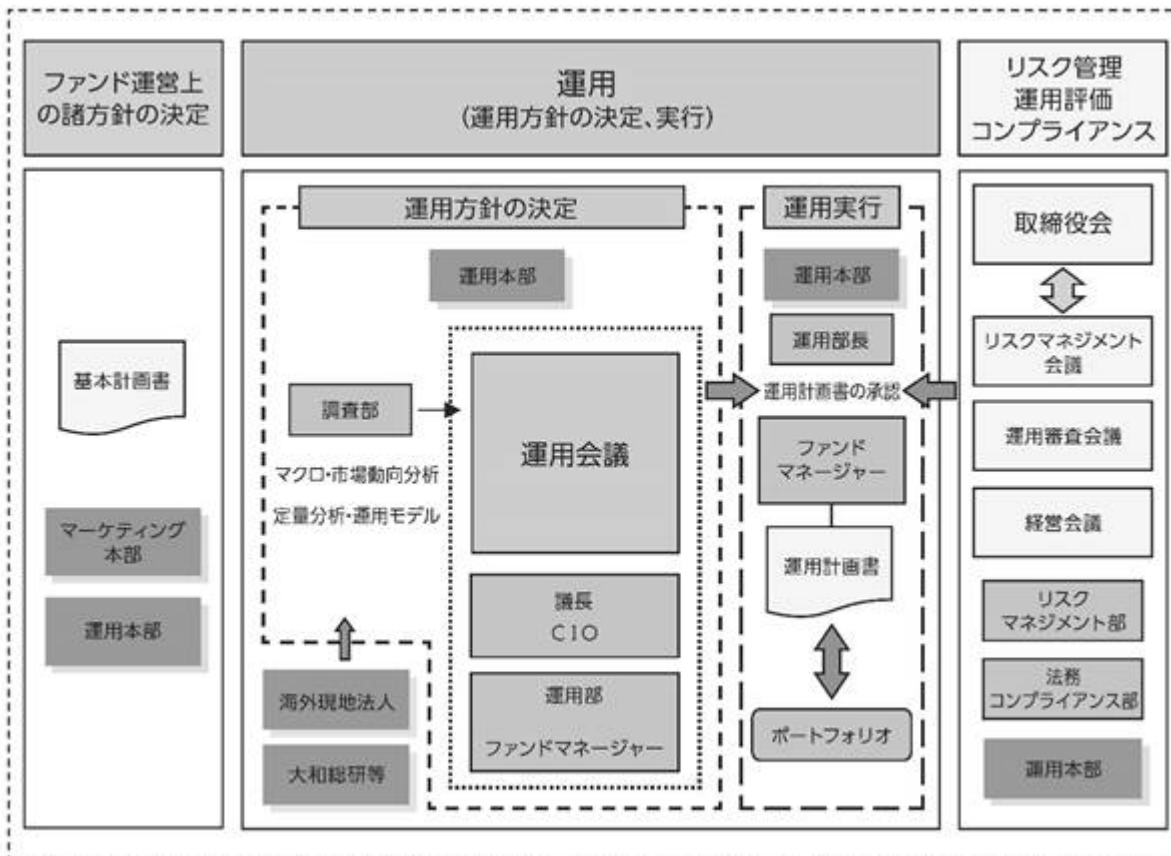
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (3名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO (0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー (0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2020年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券(信託約款)

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲(信託約款)

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券等(信託約款)

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引(信託約款)

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予

約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等(信託約款)

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本八.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 3．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンド（日本小型株インデックス・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）および国内株式を対象とした株価指数先物取引を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、わが国の株式に投資し、日本の小型株市場の動きを捉える指数との連動をめざして運用を行ないます。

連動をめざす対象指数（ベンチマーク）の選定および変更は、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断で決定するものとします。

ロ．株式の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ．運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引(信託約款)

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付け・ご換金の申込みを取消することがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

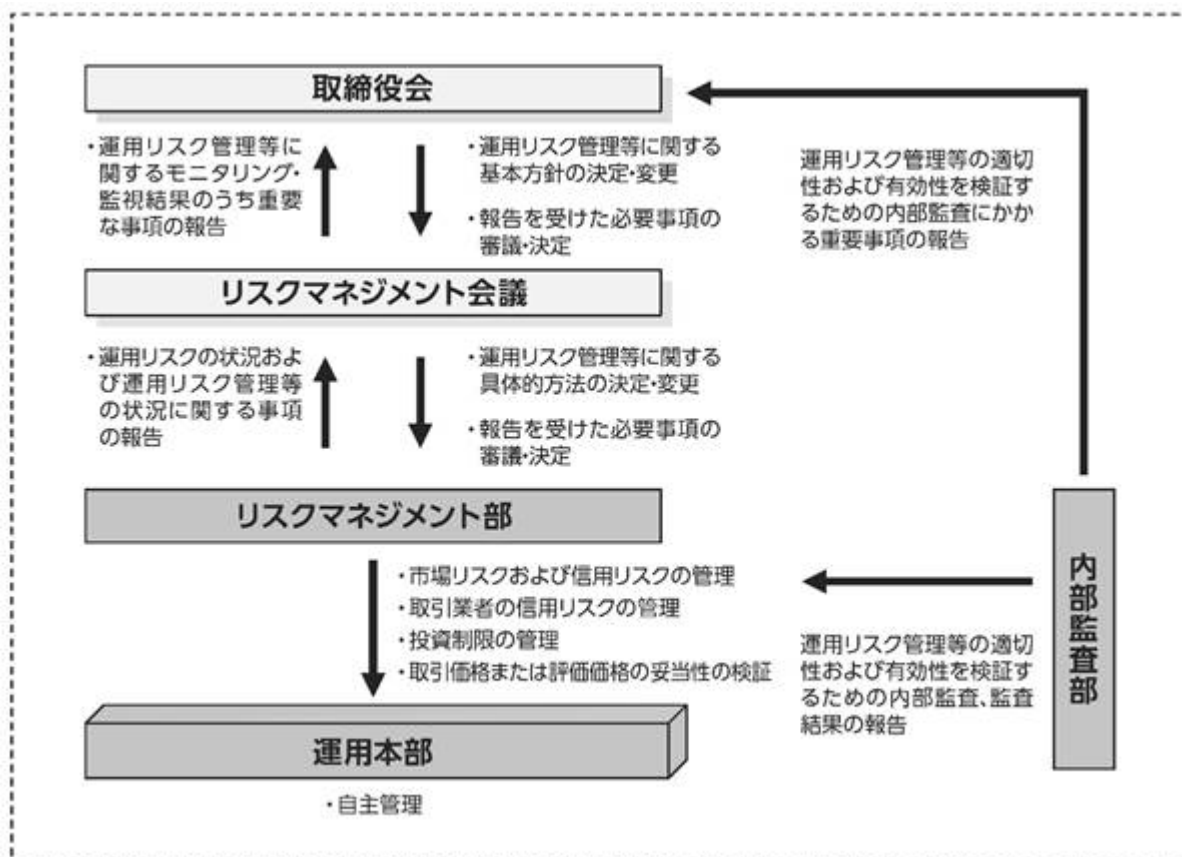
(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

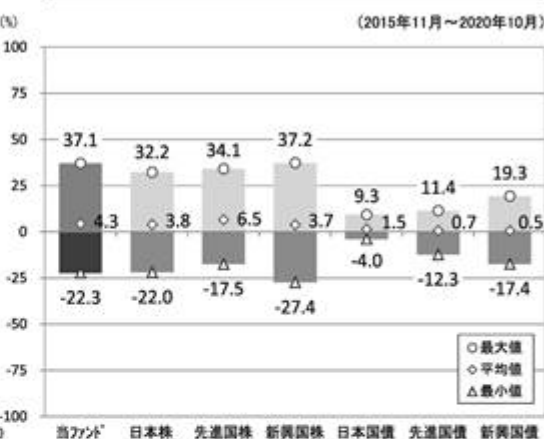
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.44%（税抜0.40%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.19%（税抜）	年率0.19%（税抜）	年率0.02%（税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解

約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合

には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2020年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(2020年10月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	494,745,422	99.99
内 日本	494,745,422	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	30,739	0.01
純資産総額	494,776,161	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】(2020年10月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	日本小型株インデックス・マザー ファンド	日本	親投資 信託受 益証券	517,949,563	0.9973 516,596,590	0.9552 494,745,422	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2019年10月18日)	481,548,390	481,548,390	0.9494	0.9494
2019年10月末日	499,414,728	-	0.9845	-
11月末日	514,203,587	-	1.0103	-
12月末日	528,387,003	-	1.0309	-
2020年1月末日	507,751,900	-	0.9863	-
2月末日	438,392,461	-	0.8471	-
3月末日	430,630,923	-	0.8199	-
4月末日	448,809,377	-	0.8567	-
5月末日	483,847,245	-	0.9306	-
6月末日	479,064,125	-	0.9183	-
7月末日	457,045,179	-	0.8752	-
8月末日	489,860,219	-	0.9406	-
9月末日	515,849,419	-	0.9900	-
第2計算期間末 (2020年10月19日)	516,795,280	516,795,280	0.9886	0.9886
10月末日	494,776,161	-	0.9467	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	5.1
第2計算期間	4.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	36,675,380	29,487,560
第2計算期間	54,045,736	38,495,341

(注) 当初設定数量は500,000,000口です。

(参考) マザーファンド

日本小型株インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2020年10月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	477,393,000	96.49
内 日本	477,393,000	96.49
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	17,374,877	3.51
純資産総額	494,767,877	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	17,303,000	3.50
内 日本	17,303,000	3.50

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2020年10月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
					また は 額面金額			
1	KADOKAWA	日本	株式	情報・通信業	600	2,901.00 1,740,600	3,160.00 1,896,000	0.38
2	タカラバイオ	日本	株式	化学	600	2,818.00 1,690,800	2,844.00 1,706,400	0.34
3	DCMホールディングス	日本	株式	小売業	1,300	1,448.30 1,882,800	1,294.00 1,682,200	0.34
4	チェンジ	日本	株式	情報・通信業	200	8,240.00 1,648,000	8,050.00 1,610,000	0.33

5	NIPPO	日本	株式	建設業	600	2,800.00 1,680,000	2,680.00 1,608,000	0.33
6	エレコム	日本	株式	電気機器	300	4,936.66 1,481,000	5,220.00 1,566,000	0.32
7	東映	日本	株式	情報・通信業	100	16,740.00 1,674,000	15,390.00 1,539,000	0.31
8	システナ	日本	株式	情報・通信業	800	1,987.62 1,590,100	1,897.00 1,517,600	0.31
9	大王製紙	日本	株式	パルプ・紙	1,000	1,496.60 1,496,600	1,511.00 1,511,000	0.31
10	因幡電機産業	日本	株式	卸売業	600	2,600.00 1,560,000	2,508.00 1,504,800	0.30
11	日本瓦斯	日本	株式	小売業	300	5,210.00 1,563,000	4,990.00 1,497,000	0.30
12	ビックカメラ	日本	株式	小売業	1,300	1,190.84 1,548,100	1,150.00 1,495,000	0.30
13	共立メンテナンス	日本	株式	サービス業	400	4,020.00 1,608,000	3,720.00 1,488,000	0.30
14	デジタルガレージ	日本	株式	情報・通信業	400	3,690.00 1,476,000	3,705.00 1,482,000	0.30
15	サカタのタネ	日本	株式	水産・農林業	400	3,828.75 1,531,500	3,680.00 1,472,000	0.30
16	カチタス	日本	株式	不動産業	500	3,315.00 1,657,500	2,940.00 1,470,000	0.30
17	インターネットイニシアティブ	日本	株式	情報・通信業	300	5,130.00 1,539,000	4,685.00 1,405,500	0.28
18	東京精密	日本	株式	精密機器	400	3,655.00 1,462,000	3,510.00 1,404,000	0.28
19	ココカラファイン	日本	株式	小売業	200	7,030.00 1,406,000	6,860.00 1,372,000	0.28
20	ダイワボウHD	日本	株式	卸売業	200	6,550.00 1,310,000	6,820.00 1,364,000	0.28
21	アサヒHD	日本	株式	非鉄金属	400	3,620.00 1,448,000	3,395.00 1,358,000	0.27
22	ニチアス	日本	株式	ガラス・土石製品	600	2,439.00 1,463,400	2,256.00 1,353,600	0.27
23	ペイカレントコンサルティング	日本	株式	サービス業	100	16,930.00 1,693,000	13,510.00 1,351,000	0.27

24	クリエイトSDH	日本	株式	小売業	400	3,465.00 1,386,000	3,370.00 1,348,000	0.27
25	トラスコ中山	日本	株式	卸売業	500	2,718.40 1,359,200	2,688.00 1,344,000	0.27
26	富士急行	日本	株式	陸運業	300	4,375.00 1,312,500	4,470.00 1,341,000	0.27
27	ミライト・ホールディングス	日本	株式	建設業	900	1,585.00 1,426,500	1,483.00 1,334,700	0.27
28	SHIFT	日本	株式	情報・通 信業	100	16,860.00 1,686,000	13,310.00 1,331,000	0.27
29	日本電子	日本	株式	電気機 器	400	3,580.00 1,432,000	3,310.00 1,324,000	0.27
30	アース製薬	日本	株式	化学	200	6,900.00 1,380,000	6,620.00 1,324,000	0.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.49%
合計	96.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.56%
鉱業	0.28%
建設業	5.26%
食料品	3.17%
繊維製品	1.59%
パルプ・紙	0.70%
化学	6.60%
医薬品	1.29%
石油・石炭製品	0.22%
ゴム製品	0.39%
ガラス・土石製品	1.70%
鉄鋼	0.84%
非鉄金属	1.01%
金属製品	1.54%
機械	6.39%

電気機器	6.77%
輸送用機器	1.85%
精密機器	1.25%
その他製品	2.31%
電気・ガス業	0.72%
陸運業	2.10%
海運業	0.29%
倉庫・運輸関連業	1.02%
情報・通信業	10.67%
卸売業	8.09%
小売業	11.44%
銀行業	3.99%
証券、商品先物取引業	0.79%
保険業	0.16%
その他金融業	1.43%
不動産業	2.57%
サービス業	9.51%
合計	96.49%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	ミニTOPIX先物 2020年12 月	買建	11	17,953,220	17,303,000	3.50%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

● iFreeNEXT 日本小型株インデックス

2020年10月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,467円
純資産総額	4.9億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-4.4%
3カ月間	8.2%
6カ月間	10.5%
1年間	-3.8%
3年間	-
5年間	-
設定来	-5.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円		設定来分配金合計額: 0円	
	第1期 19年10月	第2期 20年10月		
分配金	0円	0円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

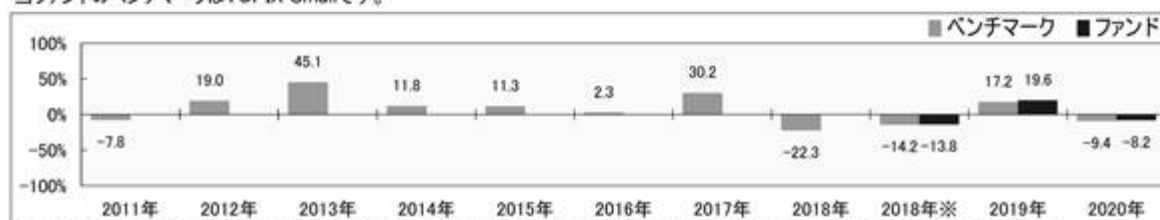
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	1,443	96.5%	小売業	11.4%	ミニTPX先物 0212月	-	3.5%
国内株式先物	1	3.5%	情報・通信業	10.7%	KADOKAWA	情報・通信業	0.4%
不動産投資信託等	-	-	サービス業	9.5%	タカラバイオ	化学	0.3%
コール・ローン、その他		3.5%	卸売業	8.1%	DCMホールディングス	小売業	0.3%
合計	1,444	-	電気機器	6.8%	チェンジ	情報・通信業	0.3%
株式市場・上場別構成			化学	6.6%	NIPPO	建設業	0.3%
一部(東証・名証)		96.5%	機械	6.4%	エレコム	電気機器	0.3%
二部(東証・名証)		-	建設業	5.3%	東映	情報・通信業	0.3%
新興市場他		-	銀行業	4.0%	システナ	情報・通信業	0.3%
その他		-	その他	27.8%	大王製紙	パルプ・紙	0.3%
合計		96.5%	合計	96.5%	合計		6.5%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはTOPIX Smallです。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2018年※は設定日(10月19日)から年末、2020年は10月30日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受け付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消することができるものとします。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年10月19日から翌年10月18日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2019年10月19日から2020年10月19日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりません。

1【財務諸表】

iFreeNEXT 日本小型株インデックス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2019年10月18日現在	第2期 2020年10月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,048,057	1,248,334
親投資信託受益証券	481,519,519	516,764,627
未収入金	20,000	-
流動資産合計	482,587,576	518,012,961
資産合計	482,587,576	518,012,961
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,493	148,887
未払受託者報酬	49,864	52,730
未払委託者報酬	948,235	1,002,836
その他未払費用	12,594	13,228
流動負債合計	1,039,186	1,217,681
負債合計	1,039,186	1,217,681
純資産の部		
元本等		
元本	1 507,187,820	1 522,738,215
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 25,639,430	2 5,942,935
(分配準備積立金)	-	1,190,122
元本等合計	481,548,390	516,795,280
純資産合計	481,548,390	516,795,280
負債純資産合計	482,587,576	518,012,961

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	2018年10月19日 至 2019年10月18日	自	2019年10月19日 至 2020年10月19日
営業収益				
受取利息		1		4
有価証券売買等損益		23,149,481		23,310,108
営業収益合計		23,149,480		23,310,112
営業費用				
支払利息		196		99
受託者報酬		99,814		106,635
委託者報酬		1,898,164		2,027,714
その他費用		25,008		26,496
営業費用合計		2,023,182		2,160,944
営業利益又は営業損失()		25,172,662		21,149,168
経常利益又は経常損失()		25,172,662		21,149,168
当期純利益又は当期純損失()		25,172,662		21,149,168
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		2,351,722		1,236,483
期首剰余金又は期首欠損金()		-		25,639,430
剰余金増加額又は欠損金減少額		85,212		2,043,585
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		85,212		2,043,585
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,903,702		4,732,741
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,903,702		4,732,741
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金()		25,639,430		5,942,935

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期	
	自 2019年10月19日	至 2020年10月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2020年10月18日が休日のため、当計算期間末日を2020年10月19日としております。このため、当計算期間は367日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期	第2期
	2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
1. 1 期首元本額	500,000,000円	507,187,820円
期中追加設定元本額	36,675,380円	54,045,736円
期中一部解約元本額	29,487,560円	38,495,341円
2. 計算期間末日における受益権の総数	507,187,820口	522,738,215口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,639,430円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,942,935円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期	第2期
	自 2018年10月19日 至 2019年10月18日	自 2019年10月19日 至 2020年10月19日

1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は0円(1万口当たり0.00円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,190,122円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は1,190,122円(1万口当たり22.77円)であり、分配を行っておりません。
------------	--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第2期 自 2019年10月19日 至 2020年10月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第2期
	2020年10月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期	第2期
	2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	21,299,150	24,129,275
合計	21,299,150	24,129,275

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期	第2期
2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期
自 2019年10月19日 至 2020年10月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期	第2期
	2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
1口当たり純資産額	0.9494円	0.9886円

(1万口当たり純資産額)	(9,494円)	(9,886円)
--------------	----------	----------

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日本小型株インデックス・マザーファンド	518,111,718	516,764,627	
親投資信託受益証券 合計			516,764,627	
合計			516,764,627	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本小型株インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日本小型株インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,680,305	10,256,822
株式	473,157,500	499,112,700

派生商品評価勘定		313,960	204,590
未収入金		-	3,350,000
未収配当金		3,475,480	3,263,010
前払金		-	4,500
差入委託証拠金		232,500	624,000
流動資産合計		481,859,745	516,815,622
資産合計		481,859,745	516,815,622
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	34,580
前受金		334,500	-
未払解約金		20,000	-
流動負債合計		354,500	34,580
負債合計		354,500	34,580
純資産の部			
元本等			
元本	1	504,949,161	518,111,718
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	2	23,443,916	1,330,676
元本等合計		481,505,245	516,781,042
純資産合計		481,505,245	516,781,042
負債純資産合計		481,859,745	516,815,622

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2019年10月19日 至 2020年10月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

	<p>(2)新株予約権証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
1. 1 期首	2018年10月19日	2019年10月19日
期首元本額	499,950,000円	504,949,161円
期中追加設定元本額	28,776,760円	40,326,640円
期中一部解約元本額	23,777,599円	27,164,083円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
iFreeNEXT 日本小型株イン	504,949,161円	518,111,718円
デックス		
計	504,949,161円	518,111,718円
2. 期末日における受益権の総数	504,949,161口	518,111,718口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,443,916円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,330,676円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2019年10月19日 至 2020年10月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2020年10月19日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	31,471,534	10,265,333
合計	31,471,534	10,265,333

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2018年10月19日から2019年10月18日まで、及び2019年10月19日から2020年10月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	2019年10月18日 現在				2020年10月19日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
株価指数								
先物取引								
買 建	7,773,000	-	8,087,500	314,500	14,557,500	-	14,728,500	171,000
合計	7,773,000	-	8,087,500	314,500	14,557,500	-	14,728,500	171,000

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2019年10月18日現在	2020年10月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9536円 (9,536円)	0.9974円 (9,974円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
極洋	100	2,777.00	277,700	
カネコ種苗	100	1,549.00	154,900	
サカタのタネ	300	3,850.00	1,155,000	
ホクト	200	2,267.00	453,400	
ヒノキヤグループ	100	2,000.00	200,000	
ショーボンドHD	500	5,230.00	2,615,000	
ミライト・ホールディングス	900	1,585.00	1,426,500	
タマホーム	200	1,467.00	293,400	
日本アクア	100	722.00	72,200	
ファーストコーポレーション	100	722.00	72,200	
ベステラ	100	1,549.00	154,900	
TATERU	600	196.00	117,600	
スペースバリューHD	400	591.00	236,400	
住石ホールディングス	600	124.00	74,400	
日鉄鉱業	100	4,720.00	472,000	
三井松島HLDGS	100	719.00	71,900	
石油資源開発	400	1,710.00	684,000	
K&Oエナジーグループ	100	1,470.00	147,000	
ダイセキ環境ソリューション	100	719.00	71,900	
明豊ファシリティワークス	100	606.00	60,600	
安藤・間	1,700	695.00	1,181,500	
東急建設	800	477.00	381,600	
ビーアールホールディングス	300	718.00	215,400	
高松コンストラクションGP	200	2,185.00	437,000	
東建コーポレーション	100	8,060.00	806,000	
ヤマウラ	100	902.00	90,200	
飛島建設	200	1,090.00	218,000	
松井建設	300	722.00	216,600	

不動テトラ	200	1,517.00	303,400
大末建設	100	847.00	84,700
鉄建建設	100	2,028.00	202,800
大豊建設	200	3,175.00	635,000
佐田建設	100	449.00	44,900
ナカノフドー建設	200	417.00	83,400
東鉄工業	300	2,719.00	815,700
富士ピー・エス	100	592.00	59,200
浅沼組	100	4,075.00	407,500
熊谷組	300	2,527.00	758,100
矢作建設	300	867.00	260,100
ピーエス三菱	200	587.00	117,400
日本ハウスHLDGS	500	273.00	136,500
新日本建設	300	913.00	273,900
NIPPO	600	2,800.00	1,680,000
日本道路	100	7,530.00	753,000
東亜建設	200	1,831.00	366,200
日本国土開発	500	580.00	290,000
若築建設	100	1,200.00	120,000
東洋建設	700	424.00	296,800
世紀東急	300	805.00	241,500
福田組	100	4,830.00	483,000
日本ドライケミカル	100	1,415.00	141,500
日本基礎技術	200	452.00	90,400
巴コーポレーション	300	368.00	110,400
ライト工業	400	1,549.00	619,600
日特建設	200	773.00	154,600
北陸電気工事	100	1,179.00	117,900
ユアテック	400	651.00	260,400
日本リーテック	100	2,411.00	241,100
中電工	300	2,194.00	658,200
関電工	900	844.00	759,600
東京エネシス	200	753.00	150,600
トーエネック	100	3,450.00	345,000
住友電設	200	2,552.00	510,400
日本電設工業	400	2,088.00	835,200
新日本空調	200	2,236.00	447,200
日本工営	100	2,744.00	274,400
三機工業	500	1,173.00	586,500
中外炉工業	100	1,490.00	149,000

ヤマト	200	669.00	133,800
太平電業	200	2,242.00	448,400
高砂熱学	600	1,466.00	879,600
NEC ネットエスアイ	600	2,015.00	1,209,000
明星工業	400	803.00	321,200
大 氣 社	300	2,839.00	851,700
ダイダン	200	2,664.00	532,800
日比谷総合設備	200	1,753.00	350,600
日本製粉	600	1,736.00	1,041,600
昭和産業	200	3,265.00	653,000
鳥越製粉	200	1,030.00	206,000
中部飼料	300	1,576.00	472,800
フィード・ワン	200	925.00	185,000
日本甜菜糖	100	1,811.00	181,100
三井製糖	200	1,924.00	384,800
塩水港精糖	200	221.00	44,200
日新製糖	100	1,908.00	190,800
L I F U L L	700	415.00	290,500
ミクシィ	400	2,939.00	1,175,600
ジェイエイシーリクルートメント	100	1,389.00	138,900
メンバーズ	100	2,161.00	216,100
UTグループ	200	3,785.00	757,000
アイティメディア	100	2,765.00	276,500
タケエイ	200	1,091.00	218,200
ビーネックスグループ	300	1,187.00	356,100
コシダカホールディングス	500	444.00	222,000
パソナグループ	200	1,908.00	381,600
C D S	100	1,313.00	131,300
リンクアンドモチベーション	400	418.00	167,200
G C A	200	693.00	138,600
サニーサイドアップG	100	677.00	67,700
リニカル	100	794.00	79,400
クックパッド	700	375.00	262,500
エスクリ	100	355.00	35,500
アイ・ケイ・ケイ	100	650.00	65,000
中 村 屋	100	3,985.00	398,500
名糖産業	100	1,456.00	145,600
井村屋グループ	100	2,350.00	235,000
不 二 家	100	2,327.00	232,700
亀田製菓	100	5,190.00	519,000

寿スピリッツ	200	5,150.00	1,030,000
六甲バター	100	1,781.00	178,100
プリマハム	300	3,135.00	940,500
林兼産業	100	571.00	57,100
丸大食品	200	1,699.00	339,800
S Foods	200	3,480.00	696,000
柿安本店	100	2,589.00	258,900
伊藤ハム米久HLDGS	1,400	721.00	1,009,400
学情	100	1,156.00	115,600
スタジオアリス	100	1,950.00	195,000
クロスキャット	100	1,535.00	153,500
シミックホールディングス	100	1,354.00	135,400
システナ	700	2,009.00	1,406,300
デジタルアーツ	100	8,040.00	804,000
日鉄ソリューションズ	300	3,200.00	960,000
キューブシステム	100	1,530.00	153,000
いちご	2,700	323.00	872,100
日本駐車場開発	2,300	132.00	303,600
コア	100	1,482.00	148,200
アイロムグループ	100	1,915.00	191,500
セントケア・ホールディング	100	735.00	73,500
ルネサンス	100	878.00	87,800
ディップ	300	2,202.00	660,600
SBSホールディングス	200	2,380.00	476,000
デジタルホールディングス	100	1,429.00	142,900
新日本科学	200	709.00	141,800
ツクイホールディングス	500	548.00	274,000
キャリアデザインセンター	100	1,007.00	100,700
ベネフィット・ワン	700	2,917.00	2,041,900
ツカダ・グローバルHOLD	100	275.00	27,500
アウトソーシング	1,200	1,098.00	1,317,600
ウェルネット	200	587.00	117,400
ワールドホールディングス	100	2,218.00	221,800
ぐるなび	400	719.00	287,600
タカミヤ	200	553.00	110,600
ジャパンベストレスキューS	100	1,116.00	111,600
ファンコミュニケーションズ	600	499.00	299,400
ライク	100	2,124.00	212,400
ビジネス・ブレイクスルー	100	381.00	38,100
エスプール	400	748.00	299,200

WDBホールディングス	100	3,330.00	333,000	
ティア	100	399.00	39,900	
バリューコマース	100	3,755.00	375,500	
オエノンホールディングス	600	431.00	258,600	
養命酒	100	1,889.00	188,900	
ガイドーグループHD	100	5,300.00	530,000	
キーコーヒー	200	2,210.00	442,000	
ユニカフェ	100	1,015.00	101,500	
日清オイリオグループ	300	3,030.00	909,000	
J-オイルミルズ	100	3,840.00	384,000	
サンエー	200	4,335.00	867,000	
カワチ薬品	200	2,868.00	573,600	
ハードオフコーポレーション	100	670.00	67,000	
高千穂交易	100	949.00	94,900	
アスクル	200	4,435.00	887,000	
ゲオホールディングス	400	1,620.00	648,000	
アダストリア	300	1,709.00	512,700	
ジーフット	100	460.00	46,000	
伊藤忠食品	100	5,390.00	539,000	
くら寿司	100	6,280.00	628,000	
キャンドウ	100	1,976.00	197,600	
エレマテック	200	988.00	197,600	
パルグループHLDGS	200	1,156.00	231,200	
JALUX	100	1,517.00	151,700	
エディオン	1,000	1,075.00	1,075,000	
あらた	200	5,100.00	1,020,000	
サーラコーポレーション	400	588.00	235,200	
ワッツ	100	794.00	79,400	
ハローズ	100	3,595.00	359,500	
JPホールディングス	600	315.00	189,000	
フジオフードG本社	200	1,424.00	284,800	
東京エレクトロンデバイス	100	3,235.00	323,500	
ひらまつ	400	205.00	82,000	
フィールズ	200	334.00	66,800	
大黒天物産	100	5,500.00	550,000	
ハニーズホールディングス	200	1,008.00	201,600	
ファーマライズHD	100	757.00	75,700	
焼津水産化工	100	1,004.00	100,400	
エバラ食品工業	100	2,419.00	241,900	
横浜冷凍	600	863.00	517,800	

イトアンドHLDGS	100	1,887.00	188,700
ヨシムラ・フード・HLDGS	100	820.00	82,000
永谷園ホールディングス	100	2,372.00	237,200
一正蒲鉾	100	1,177.00	117,700
フジッコ	200	2,037.00	407,400
ロックフィールド	200	1,486.00	297,200
ケンコーマヨネーズ	100	1,824.00	182,400
わらべや日洋HD	100	1,513.00	151,300
なとり	100	2,069.00	206,900
北の達人コーポ	700	478.00	334,600
ユーグレナ	900	900.00	810,000
スター・マイカ・HLDGS	100	1,399.00	139,900
ADワークスグループ	300	157.00	47,100
片倉工業	300	1,204.00	361,200
グンゼ	200	3,935.00	787,000
ラサ商事	100	904.00	90,400
アルペン	200	2,086.00	417,200
ハブ	100	623.00	62,300
ラクーンホールディングス	100	2,320.00	232,000
クオールホールディングス	300	1,169.00	350,700
アルコニックス	200	1,540.00	308,000
ソリトンシステムズ	100	2,177.00	217,700
ジーンズホールディングス	100	8,370.00	837,000
ビックカメラ	1,200	1,191.00	1,429,200
DCMホールディングス	1,200	1,460.00	1,752,000
ペッパーフードサービス	200	308.00	61,600
東京一番フーズ	100	566.00	56,600
DDホールディングス	100	681.00	68,100
あいホールディングス	300	1,947.00	584,100
ディーブイエックス	100	1,037.00	103,700
きちりホールディングス	100	658.00	65,800
アークランドサービスHD	200	2,040.00	408,000
ドトール・日レスHD	300	1,519.00	455,700
ブロンコビリー	100	2,329.00	232,900
トレジャー・ファクトリー	100	727.00	72,700
物語コーポレーション	100	11,070.00	1,107,000
ココカラファイン	200	7,030.00	1,406,000
ユニチカ	600	394.00	236,400
富士紡ホールディングス	100	3,665.00	366,500
倉敷紡績	200	1,869.00	373,800

ダイワボウHD	200	6,550.00	1,310,000
シキボウ	100	952.00	95,200
日東紡績	300	4,300.00	1,290,000
マクニカ・富士エレHLDGS	500	1,865.00	932,500
Hamee	100	2,220.00	222,000
ラクト・ジャパン	100	3,590.00	359,000
クリエイトSDH	400	3,465.00	1,386,000
バイタルKSKHD	400	1,033.00	413,200
八洲電機	200	930.00	186,000
メディアスホールディングス	100	897.00	89,700
レスターホールディングス	200	2,216.00	443,200
丸善CHIHD	200	372.00	74,400
大光	100	705.00	70,500
OCHIホールディングス	100	1,691.00	169,100
TOKAIホールディングス	1,100	1,076.00	1,183,600
三洋貿易	200	1,030.00	206,000
チムニー	100	1,292.00	129,200
シュッピン	100	938.00	93,800
オイシックス・ラ・大地	200	3,505.00	701,000
ウイン・パートナーズ	200	1,065.00	213,000
ネクステージ	300	1,423.00	426,900
ジョイフル本田	600	1,572.00	943,200
鳥貴族	100	1,602.00	160,200
麒麟堂ホールディングス	100	3,490.00	349,000
ホットランド	100	1,223.00	122,300
SFPホールディングス	100	1,429.00	142,900
綿半ホールディングス	200	1,386.00	277,200
日本毛織	700	1,020.00	714,000
ダイトウボウ	300	107.00	32,100
トーア紡コーポレーション	100	494.00	49,400
ダイドーリミテッド	300	198.00	59,400
ユナイテッド・スーパーマーケ	600	1,119.00	671,400
三栄建築設計	100	1,855.00	185,500
三重交通グループHD	400	453.00	181,200
サムティ	300	1,719.00	515,700
ディア・ライフ	300	415.00	124,500
コーセーアールイー	100	577.00	57,700
日本商業開発	100	1,795.00	179,500
プレサンスコーポレーション	300	1,488.00	446,400
THEグローバル社	100	218.00	21,800

日本管理センター	100	1,289.00	128,900
サンセイランディック	100	762.00	76,200
フージャースHD	400	654.00	261,600
ムゲンエステート	100	511.00	51,100
帝国繊維	200	2,620.00	524,000
日本コークス工業	1,800	64.00	115,200
ゴルフダイジェスト・オン	100	795.00	79,500
ミタチ産業	100	624.00	62,400
B E E N O S	100	1,827.00	182,700
あさひ	200	1,789.00	357,800
日本調剤	200	1,781.00	356,200
トーエル	100	813.00	81,300
ソフトクリエイトHD	100	3,275.00	327,500
クリエイト・レストランツ・ホール	1,100	592.00	651,200
明治電機工業	100	1,345.00	134,500
デリカフーズHLDGS	100	615.00	61,500
サンマルクホールディングス	200	1,608.00	321,600
トリドールホールディングス	600	1,390.00	834,000
サカイオーベックス	100	2,015.00	201,500
T O K Y O B A S E	200	369.00	73,800
稲葉製作所	100	1,375.00	137,500
宮地エンジニアリングG	100	1,686.00	168,600
トーカロ	600	1,099.00	659,400
アルファCO	100	970.00	97,000
R S T E C H N O L O G I E S	100	3,630.00	363,000
信和	100	674.00	67,400
ファーストブラザーズ	100	978.00	97,800
ハウズドゥ	100	1,414.00	141,400
シーアールイー	100	1,335.00	133,500
ケイアイスター不動産	100	2,741.00	274,100
住江織物	100	2,143.00	214,300
日本フェルト	100	482.00	48,200
エコナックホールディングス	400	93.00	37,200
アツギ	200	569.00	113,800
J Mホールディングス	100	2,520.00	252,000
コメダホールディングス	500	1,836.00	918,000
アレンザホールディングス	100	1,443.00	144,300
パロックジャパン	200	669.00	133,800
ダイニック	100	816.00	81,600
共和レザー	100	601.00	60,100

力の源HD	100	629.00	62,900
スシローグローバルHLDGS	1,100	2,846.00	3,130,600
セーレン	500	1,593.00	796,500
ソトー	100	945.00	94,500
小松マテーレ	300	815.00	244,500
ホギメディカル	200	3,420.00	684,000
クラウディアHLDGS	100	293.00	29,300
TSIホールディングス	700	279.00	195,300
マツオカコーポレーション	100	2,261.00	226,100
ワールド	300	1,363.00	408,900
JNSホールディングス	100	678.00	67,800
電算システム	100	3,935.00	393,500
グリー	1,400	526.00	736,400
コーエーテクモHD	400	5,230.00	2,092,000
三菱総合研究所	100	4,270.00	427,000
AGS	100	960.00	96,000
ファインデックス	200	1,564.00	312,800
ブレインパッド	100	4,350.00	435,000
KLab	400	956.00	382,400
ポルトゥウィン・ピットクル	300	1,002.00	300,600
アイスタイル	600	405.00	243,000
エムアップホールディングス	100	2,926.00	292,600
エイチーム	100	880.00	88,000
エニグモ	200	1,590.00	318,000
テクノスジャパン	200	878.00	175,600
enish	100	544.00	54,400
コロプラ	700	918.00	642,600
オルトプラス	200	476.00	95,200
ブロードリーフ	1,000	543.00	543,000
クロス・マーケティングG	100	370.00	37,000
デジタルハーツHLDGS	100	1,145.00	114,500
システム情報	100	1,328.00	132,800
メディアドゥ	100	8,510.00	851,000
じげん	500	353.00	176,500
ブイキューブ	100	2,538.00	253,800
ディー・エル・イー	200	422.00	84,400
フィックスターズ	200	1,051.00	210,200
CARTA HOLDINGS	100	1,359.00	135,900
オブティム	100	3,170.00	317,000
セレス	100	2,341.00	234,100

S H I F T	100	16,860.00	1,686,000	
特種東海製紙	100	4,520.00	452,000	
ティーガイア	200	1,945.00	389,000	
日本アジアグループ	200	312.00	62,400	
テクマトリックス	200	2,428.00	485,600	
プロシップ	100	1,495.00	149,500	
ザッパラス	100	427.00	42,700	
システムリサーチ	100	1,896.00	189,600	
インターネットイニシアティブ	300	5,130.00	1,539,000	
さくらインターネット	200	800.00	160,000	
ヴィンクス	100	1,300.00	130,000	
S R Aホールディングス	100	2,373.00	237,300	
システムインテグレータ	100	716.00	71,600	
朝日ネット	200	1,020.00	204,000	
e B A S E	200	1,229.00	245,800	
アバント	200	1,233.00	246,600	
アドソル日進	100	2,676.00	267,600	
フリービット	100	1,011.00	101,100	
コムチュア	200	2,901.00	580,200	
アステリア	100	839.00	83,900	
アイル	100	1,462.00	146,200	
三菱製紙	300	332.00	99,600	
北越コーポレーション	1,400	361.00	505,400	
中越パルプ	100	1,383.00	138,300	
巴川製紙	100	949.00	94,900	
大王製紙	900	1,492.00	1,342,800	
阿波製紙	100	445.00	44,500	
マークラインズ	100	2,526.00	252,600	
メディカル・データ・ビジ	200	3,140.00	628,000	
g u m i	300	946.00	283,800	
モバイルファクトリー	100	1,210.00	121,000	
テラスカイ	100	4,570.00	457,000	
デジタル・インフォメーション	100	1,521.00	152,100	
オープンドア	100	1,328.00	132,800	
マイネット	100	1,211.00	121,100	
アカツキ	100	4,860.00	486,000	
カナミックネットワーク	100	897.00	89,700	
トーモク	100	1,716.00	171,600	
ザ・パック	200	2,925.00	585,000	
シンクロ・フード	100	323.00	32,300	

オークネット	100	1,516.00	151,600
AOI TYO HOLDINGS	200	426.00	85,200
マクロミル	400	750.00	300,000
オロ	100	3,625.00	362,500
住友精化	100	3,585.00	358,500
ラサ工業	100	2,106.00	210,600
クレハ	200	4,600.00	920,000
多木化学	100	6,870.00	687,000
テイカ	200	1,406.00	281,200
石原産業	400	715.00	286,000
片倉コープアグリ	100	1,254.00	125,400
日本曹達	300	2,865.00	859,500
大阪ソーダ	200	2,568.00	513,600
関東電化	500	723.00	361,500
日本カ - バイド	100	1,289.00	128,900
堺 化 学	100	2,000.00	200,000
第一稀元素化学工	200	719.00	143,800
日本化学工業	100	2,365.00	236,500
高圧ガス	300	816.00	244,800
四国化成	300	1,164.00	349,200
ステラ ケミファ	100	2,971.00	297,100
保土谷化学	100	5,030.00	503,000
大日精化	200	2,282.00	456,400
大阪有機化学	200	2,555.00	511,000
KHネオケム	400	2,631.00	1,052,400
積水樹脂	400	2,105.00	842,000
タキロンシーアイ	500	699.00	349,500
旭有機材	100	1,356.00	135,600
ニチバン	100	1,664.00	166,400
リケンテクノス	500	411.00	205,500
大倉工業	100	1,849.00	184,900
積水化成製品	300	587.00	176,100
タイガース ポリマー	100	424.00	42,400
ミライアル	100	1,154.00	115,400
ダイキアクシス	100	906.00	90,600
ダイキョーニシカワ	400	631.00	252,400
竹本容器	100	1,064.00	106,400
森六ホールディングス	100	1,840.00	184,000
カーリットホールディングス	200	511.00	102,200
E P Sホールディングス	300	989.00	296,700

ソルクシーズ	100	1,153.00	115,300
レグス	100	1,135.00	113,500
プレステージ・インター	800	888.00	710,400
フェイス	100	979.00	97,900
プロトコーポレーション	200	1,290.00	258,000
アミューズ	100	2,725.00	272,500
ドリームインキュベータ	100	1,451.00	145,100
サイバネットシステム	200	959.00	191,800
クイック	100	1,100.00	110,000
T A C	100	218.00	21,800
C Eホールディングス	100	692.00	69,200
ケネディクス	1,900	536.00	1,018,400
インテージホールディングス	300	980.00	294,000
テイクアンドギヴニーズ	100	612.00	61,200
東邦システムサイエンス	100	930.00	93,000
びあ	100	3,075.00	307,500
イオンファンタジー	100	2,237.00	223,700
ソースネクスト	1,000	319.00	319,000
シーティーエス	200	961.00	192,200
ネクシィーズグループ	100	1,054.00	105,400
インフォコム	200	4,375.00	875,000
メディカルシステムネットワーク	200	467.00	93,400
日本精化	200	1,592.00	318,400
扶桑化学工業	200	3,790.00	758,000
ラクスル	100	4,640.00	464,000
F I G	200	274.00	54,800
ミヨシ油脂	100	1,137.00	113,700
新日本理化	300	161.00	48,300
ハリマ化成グループ	200	1,151.00	230,200
イーソル	100	1,282.00	128,200
アルテリア・ネットワークス	200	1,798.00	359,600
第一工業製薬	100	3,910.00	391,000
石原ケミカル	100	2,119.00	211,900
日華化学	100	983.00	98,300
三洋化成	100	4,795.00	479,500
わかもと製薬	300	259.00	77,700
あすか製薬	200	1,405.00	281,000
理研ビタミン	200	1,420.00	284,000
有機合成薬品	200	329.00	65,800
扶桑薬品	100	2,698.00	269,800

日医工	600	1,111.00	666,600
生化学工業	400	1,001.00	400,400
栄研化学	400	2,280.00	912,000
日水製薬	100	1,105.00	110,500
鳥居薬品	100	3,055.00	305,500
JCRファーマ	800	2,732.00	2,185,600
東和薬品	300	2,017.00	605,100
富士製薬工業	100	1,202.00	120,200
ゼリア新薬工業	400	1,886.00	754,400
キョーリン製薬HD	500	2,014.00	1,007,000
大幸薬品	300	1,991.00	597,300
ダイト	100	4,100.00	410,000
大日本塗料	200	935.00	187,000
神東塗料	200	174.00	34,800
中国塗料	600	1,015.00	609,000
日本特殊塗料	200	988.00	197,600
藤倉化成	300	512.00	153,600
太陽ホールディングス	200	5,540.00	1,108,000
サカタインクス	500	1,127.00	563,500
東洋インキSCホールディン	400	2,052.00	820,800
T&K TOKA	200	824.00	164,800
アルプス技研	200	2,065.00	413,000
サニックス	400	250.00	100,000
日本空調サービス	200	737.00	147,400
フォーカスシステムズ	100	975.00	97,500
明光ネットワークジャパン	200	668.00	133,600
ファルコホールディングス	100	1,482.00	148,200
クレスコ	200	1,307.00	261,400
ラウンドワン	600	937.00	562,200
ジャストシステム	300	7,080.00	2,124,000
TDCソフト	200	1,130.00	226,000
ビー・エム・エル	300	3,080.00	924,000
りらいあコミュニケーション	400	1,267.00	506,800
IDホールディングス	100	1,424.00	142,400
リソー教育	900	333.00	299,700
早稲田アカデミー	100	994.00	99,400
アルファシステムズ	100	3,440.00	344,000
フューチャー	300	2,261.00	678,300
CAC HOLDINGS	100	1,397.00	139,700
SBテクノロジー	100	3,730.00	373,000

トーセ	100	874.00	87,400
オービックビジネスC	200	5,560.00	1,112,000
アイティフォー	300	916.00	274,800
東京個別指導学院	100	605.00	60,500
クリーク・アンド・リバー社	100	1,093.00	109,300
テー・オー・ダブリュー	400	311.00	124,400
サイボウズ	200	3,300.00	660,000
ソフトブレーン	100	868.00	86,800
山田コンサルティングG P	100	1,112.00	111,200
セントラルスポーツ	100	2,243.00	224,300
パラカ	100	1,599.00	159,900
電通国際情報S	100	6,730.00	673,000
A C C E S S	200	844.00	168,800
デジタルガレージ	400	3,690.00	1,476,000
イーエムシステムズ	400	830.00	332,000
ウェザーニューズ	100	5,530.00	553,000
C I J	100	904.00	90,400
日本エンタープライズ	200	260.00	52,000
WOWOW	100	2,942.00	294,200
スカラ	200	935.00	187,000
インテリジェント ウェイブ	100	787.00	78,700
フルキャストホールディングス	200	1,806.00	361,200
エン・ジャパン	400	2,724.00	1,089,600
高砂香料	100	2,183.00	218,300
マンダム	500	1,832.00	916,000
ミルボン	300	5,340.00	1,602,000
コタ	100	1,334.00	133,400
ノエビアホールディングス	200	4,785.00	957,000
エステー	100	2,095.00	209,500
アグロカネショウ	100	1,642.00	164,200
コニシ	300	1,490.00	447,000
長谷川香料	300	2,121.00	636,300
星光P M C	100	654.00	65,400
荒川化学工業	200	1,239.00	247,800
メック	100	2,215.00	221,500
日本高純度化学	100	2,588.00	258,800
タカラバイオ	600	2,818.00	1,690,800
J C U	300	3,275.00	982,500
新田ゼラチン	100	691.00	69,100
デクセリアルズ	500	1,151.00	575,500

アース製薬	200	6,900.00	1,380,000
北興化学	200	840.00	168,000
大成ラミック	100	2,792.00	279,200
クミアイ化学	900	1,046.00	941,400
日本農薬	400	502.00	200,800
富士興産	100	813.00	81,300
ニチレキ	300	1,678.00	503,400
ユシロ化学	100	1,361.00	136,100
ビーピー・カストロール	100	1,243.00	124,300
富士石油	600	185.00	111,000
MORESCO	100	1,006.00	100,600
藤倉コンポジット	200	348.00	69,600
オカモト	100	4,255.00	425,500
アキレス	100	1,712.00	171,200
フコク	100	649.00	64,900
ニッタ	200	2,290.00	458,000
クリエートメディック	100	1,025.00	102,500
住友理工	400	562.00	224,800
三ツ星ベルト	300	1,681.00	504,300
バンドー化学	400	604.00	241,600
日本板硝子	1,000	389.00	389,000
有沢製作所	300	957.00	287,100
日本山村硝子	100	859.00	85,900
オハラ	100	1,255.00	125,500
日本ヒユ-ム	200	777.00	155,400
日本コンクリ-ト	500	311.00	155,500
三谷セキサン	100	5,270.00	527,000
アジアパイルHD	300	467.00	140,100
日本カーボン	100	3,720.00	372,000
東洋炭素	100	1,806.00	180,600
ノリタケ	100	3,155.00	315,500
ダントーホールディングス	200	672.00	134,400
MARUWA	100	9,750.00	975,000
品川リフラクトリーズ	100	2,459.00	245,900
ヨータイ	200	798.00	159,600
イソライト	100	478.00	47,800
東京窯業	300	319.00	95,700
ニッカトー	100	700.00	70,000
フジインコーポレーテッド	200	3,875.00	775,000
クニミネ工業	100	1,030.00	103,000

ニチアス	600	2,439.00	1,463,400
中山製鋼所	300	358.00	107,400
合同製鐵	100	2,023.00	202,300
東京製鐵	1,000	738.00	738,000
共英製鋼	200	1,410.00	282,000
東京鐵鋼	100	1,790.00	179,000
大阪製鐵	100	1,117.00	111,700
淀川製鋼所	300	1,990.00	597,000
モリ工業	100	2,600.00	260,000
日本高周波	100	353.00	35,300
日本冶金工	200	1,570.00	314,000
山陽特殊製鋼	200	1,100.00	220,000
愛知製鋼	100	2,569.00	256,900
大平洋金属	100	1,654.00	165,400
新日本電工	1,400	233.00	326,200
栗本鉄工所	100	1,899.00	189,900
三菱製鋼	200	544.00	108,800
日亜鋼業	300	300.00	90,000
エンビプロHD	100	528.00	52,800
大紀アルミニウム	300	599.00	179,700
東邦亜鉛	100	1,995.00	199,500
古河機金	400	1,133.00	453,200
エス・サイエンス	900	46.00	41,400
大阪チタニウム	200	894.00	178,800
東邦チタニウム	400	681.00	272,400
UACJ	300	1,661.00	498,300
昭和電線HLDGS	200	1,186.00	237,200
タツタ電線	400	599.00	239,600
平河ビューテック	100	1,091.00	109,100
リョービ	300	1,190.00	357,000
アーレステイ	300	331.00	99,300
アサヒHD	400	3,620.00	1,448,000
ホッカンホールディングス	100	1,450.00	145,000
コロナ	100	1,014.00	101,400
横河ブリッジHLDGS	400	1,912.00	764,800
OSJBHD	1,100	245.00	269,500
文化シャツタ-	600	860.00	516,000
三協立山	300	1,000.00	300,000
アルインコ	200	955.00	191,000
東洋シャツタ-	100	742.00	74,200

日本フィルコン	200	547.00	109,400
ノーリツ	400	1,538.00	615,200
長府製作所	200	2,158.00	431,600
ユニプレス	400	852.00	340,800
ダイニチ工業	100	768.00	76,800
日東精工	300	477.00	143,100
岡 部	400	801.00	320,400
ジーテクト	300	1,221.00	366,300
東 プ レ	400	1,112.00	444,800
高周波熱錬	400	532.00	212,800
東京製網	200	519.00	103,800
サンコール	100	418.00	41,800
モリテックスチル	200	290.00	58,000
パイオラックス	300	1,556.00	466,800
エイチワン	200	595.00	119,000
タ ク マ	700	1,628.00	1,139,600
アイ・アールジャパンHD	100	12,450.00	1,245,000
K e e P e r 技研	200	1,470.00	294,000
G u n o s y	100	908.00	90,800
イー・ガーディアン	100	3,575.00	357,500
リブセンス	100	275.00	27,500
ジャパンマテリアル	600	1,424.00	854,400
ベクトル	300	1,045.00	313,500
ウチヤマホールディングス	100	308.00	30,800
チャームケアコーポレーション	200	1,306.00	261,200
キャリアリンク	100	1,939.00	193,900
I B J	100	990.00	99,000
アサンテ	100	1,592.00	159,200
N・フィールド	100	759.00	75,900
M&Aキャピタルパートナー	100	5,360.00	536,000
ライドオンエクスプレスHD	100	2,342.00	234,200
E R Iホールディングス	100	663.00	66,300
シグマクシス	100	1,750.00	175,000
ウィルグループ	100	877.00	87,700
エスクローAJ	300	367.00	110,100
エラン	100	2,742.00	274,200
ツ ガ ミ	400	1,407.00	562,800
芝浦機械	200	2,157.00	431,400
アイダエンジニア	600	784.00	470,400
滝澤鉄工所	100	1,005.00	100,500

F U J I	900	2,134.00	1,920,600
牧野フライス	200	3,695.00	739,000
旭ダイヤモンド	600	490.00	294,000
ソディック	500	773.00	386,500
日東工器	100	2,031.00	203,100
日進工具	100	2,183.00	218,300
パンチ工業	200	404.00	80,800
富士ダイス	100	640.00	64,000
土木管理総合試験	100	377.00	37,700
ネットマーケティング	100	620.00	62,000
ベルシステム24HLDGS	300	1,689.00	506,700
鎌倉新書	200	1,096.00	219,200
LITALICO	100	3,135.00	313,500
エアトリ	100	1,469.00	146,900
アトラエ	100	2,710.00	271,000
ストライク	100	6,570.00	657,000
ソラスト	600	1,369.00	821,400
セラク	100	2,654.00	265,400
インソース	100	3,200.00	320,000
豊和工業	100	822.00	82,200
OKK	100	361.00	36,100
石川製作所	100	1,657.00	165,700
東洋機械金属	200	405.00	81,000
エンシュウ	100	983.00	98,300
島精機製作所	300	1,744.00	523,200
オプトラン	200	2,221.00	444,200
NCホールディングス	100	609.00	60,900
イワキポンプ	100	870.00	87,000
フリー	200	1,364.00	272,800
ヤマシンフィルタ	500	1,124.00	562,000
日阪製作所	300	909.00	272,700
やまびこ	400	1,365.00	546,000
平田機工	100	6,610.00	661,000
ペガサスミシン製造	200	293.00	58,600
マルマエ	100	931.00	93,100
タツモ	100	1,645.00	164,500
三井海洋開発	200	1,589.00	317,800
レオン自動機	200	1,042.00	208,400
ホソカワミクロン	100	5,240.00	524,000
ユニオンツール	100	3,120.00	312,000

オイレス工業	300	1,492.00	447,600
日精エーエスピー	100	4,205.00	420,500
サト - ホールディングス	300	2,204.00	661,200
技研製作所	200	3,950.00	790,000
日本エアテック	100	1,720.00	172,000
カワタ	100	884.00	88,400
日精樹脂工業	200	888.00	177,600
オカダアイヨン	100	1,038.00	103,800
ワイエイシイホールディングス	100	677.00	67,700
日工	300	690.00	207,000
巴工業	100	2,053.00	205,300
井関農機	200	1,412.00	282,400
TOWA	200	1,238.00	247,600
北川鉄工所	100	1,392.00	139,200
シンニッタン	300	210.00	63,000
ローツェ	100	5,130.00	513,000
タカキタ	100	627.00	62,700
荏原実業	100	3,160.00	316,000
東洋エンジニア	300	323.00	96,900
三菱化工機	100	1,886.00	188,600
月島機械	400	1,274.00	509,600
帝国電機製作所	200	1,097.00	219,400
東京機械	100	284.00	28,400
新東工業	500	713.00	356,500
渋谷工業	200	3,320.00	664,000
アイチ コーポレーション	400	906.00	362,400
小森コーポレーション	500	726.00	363,000
鶴見製作所	200	1,755.00	351,000
日本ギア工業	100	295.00	29,500
西島製作所	200	805.00	161,000
北越工業	200	1,052.00	210,400
オルガノ	100	5,690.00	569,000
ト - ヨ - カネツ	100	2,268.00	226,800
椿本チエイン	300	2,326.00	697,800
大同工業	100	588.00	58,800
日機装	600	1,050.00	630,000
木村化工機	200	422.00	84,400
レイズネクスト	400	1,266.00	506,400
アネスト岩田	300	844.00	253,200
サムコ	100	2,938.00	293,800

加藤製作所	100	1,037.00	103,700
フジテック	800	2,475.00	1,980,000
C K D	600	1,767.00	1,060,200
キトー	200	1,289.00	257,800
平和	600	1,710.00	1,026,000
理想科学工業	200	1,355.00	271,000
日本金銭機械	200	542.00	108,400
マースグループH L D G S	100	1,652.00	165,200
フクシマガリレイ	100	3,880.00	388,000
オーイズミ	100	409.00	40,900
ダイコク電機	100	997.00	99,700
竹内製作所	400	2,428.00	971,200
J U K I	300	449.00	134,700
サンデンホールディングス	300	316.00	94,800
蛇の目ミシン	200	583.00	116,600
マックス	300	1,510.00	453,000
モリタホールディングス	400	1,982.00	792,800
新晃工業	200	1,501.00	300,200
大和冷機工業	300	932.00	279,600
日本ピストンリング	100	1,028.00	102,800
リ ケ ン	100	2,637.00	263,700
T P R	300	1,305.00	391,500
ツバキ・ナカシマ	400	864.00	345,600
大豊工業	200	551.00	110,200
日本トムソン	600	364.00	218,400
ユーシン精機	200	705.00	141,000
前澤給装工業	100	2,271.00	227,100
イーグル工業	300	796.00	238,800
前澤工業	100	452.00	45,200
日本ピラ - 工業	200	1,539.00	307,800
キッツ	900	580.00	522,000
東洋電機製造	100	1,176.00	117,600
シンフォニア テクノロジー	300	1,171.00	351,300
明 電 舎	400	1,585.00	634,000
オリジン	100	1,350.00	135,000
山洋電気	100	4,650.00	465,000
デンヨー	200	2,328.00	465,600
ベイカレントコンサルティング	100	16,930.00	1,693,000
アイモバイル	100	1,537.00	153,700
キャリアインデックス	100	574.00	57,400

MS - J a p a n	100	826.00	82,600
グレイステクノロジー	100	5,730.00	573,000
ジャパンエレベーターSHD	200	4,270.00	854,000
グリーンズ	100	511.00	51,100
日総工産	100	839.00	83,900
キュービーネットHLDGS	100	1,705.00	170,500
RPAホールディングス	100	822.00	82,200
三桜工業	300	600.00	180,000
東芝テック	300	4,300.00	1,290,000
ユーエムシーエレクトロニクス	100	342.00	34,200
トレックス・セミコンダクター	100	1,297.00	129,700
東光高岳	100	1,069.00	106,900
ダブル・スコープ	300	785.00	235,500
宮越ホールディングス	100	715.00	71,500
ダイヘン	200	4,095.00	819,000
ヤーマン	300	1,526.00	457,800
JVCケンウッド	1,700	145.00	246,500
ミマキエンジニアリング	200	425.00	85,000
I - P E X	100	2,002.00	200,200
日新電機	500	1,090.00	545,000
大崎電気	400	620.00	248,000
日東工業	300	2,013.00	603,900
I D E C	300	1,859.00	557,700
メルコホールディングス	100	2,487.00	248,700
岩崎通信機	100	832.00	83,200
電気興業	100	2,571.00	257,100
サンケン電気	200	2,723.00	544,600
アイホン	100	1,479.00	147,900
ワコム	1,400	669.00	936,600
アクセル	100	911.00	91,100
E I Z O	200	3,780.00	756,000
ジャパンディスプレイ	6,200	51.00	316,200
日本信号	500	990.00	495,000
京三製作所	500	429.00	214,500
能美防災	300	2,312.00	693,600
ホーチキ	200	1,256.00	251,200
星和電機	100	625.00	62,500
エレコム	200	4,835.00	967,000
帝国通信工業	100	1,119.00	111,900
タムラ製作所	700	545.00	381,500

池上通信機	100	810.00	81,000
日本電波工業	200	425.00	85,000
鈴木	100	678.00	67,800
ローランド ディー . ジー .	100	1,315.00	131,500
フオスタ - 電機	200	1,245.00	249,000
S M K	100	2,635.00	263,500
ヨコオ	100	2,590.00	259,000
ティアック	200	119.00	23,800
ホシデン	600	955.00	573,000
日本航空電子	500	1,511.00	755,500
T O A	200	819.00	163,800
マクセルホールディングス	500	1,063.00	531,500
古野電気	300	1,220.00	366,000
ユニデンホールディングス	100	1,985.00	198,500
スミダコーポレーション	200	879.00	175,800
アイコム	100	2,719.00	271,900
リオン	100	2,468.00	246,800
本多通信工業	200	521.00	104,200
船井電機	200	469.00	93,800
新電元工業	100	1,953.00	195,300
東亜ディーケーケー	100	833.00	83,300
チ ノ ー	100	1,339.00	133,900
共和電業	200	411.00	82,200
日本電子材料	100	1,956.00	195,600
小野測器	100	526.00	52,600
エスベック	200	1,769.00	353,800
日置電機	100	3,740.00	374,000
日本マイクロニクス	400	1,087.00	434,800
メガチップス	200	3,040.00	608,000
O B A R A G R O U P	100	3,660.00	366,000
I M A G I C A G R O U P	200	381.00	76,200
原田工業	100	876.00	87,600
コーセル	300	1,050.00	315,000
イリソ電子工業	200	4,455.00	891,000
オプテックスグループ	300	1,648.00	494,400
千代田インテグレ	100	1,661.00	166,100
アイ・オー・データ	100	1,026.00	102,600
岩崎電気	100	1,440.00	144,000
岡谷電機	200	362.00	72,400
ヘリオステクノH	200	320.00	64,000

エノモト	100	1,131.00	113,100
日本セラミック	200	2,537.00	507,400
遠藤照明	100	631.00	63,100
古河電池	200	1,048.00	209,600
双信電機	100	417.00	41,700
山一電機	200	1,396.00	279,200
図 研	100	2,754.00	275,400
日本電子	400	3,580.00	1,432,000
日本シイエムケイ	500	478.00	239,000
エンプラス	100	2,214.00	221,400
大真空	100	2,304.00	230,400
三井ハイテック	200	2,110.00	422,000
新光電気工業	700	2,003.00	1,402,100
双葉電子工業	300	915.00	274,500
北陸電気工業	100	927.00	92,700
ニチコン	700	830.00	581,000
日本ケミコン	200	1,357.00	271,400
K O A	300	1,232.00	369,600
三井E & S H D	800	376.00	300,800
日立造船	1,700	422.00	717,400
名村造船所	700	160.00	112,000
サノヤスホールディングス	300	177.00	53,100
スプリックス	100	886.00	88,600
カーブスホールディングス	500	637.00	318,500
フォーラムエンジニアリング	100	822.00	82,200
日本車輛	100	2,655.00	265,500
三菱ロジスネクスト	300	960.00	288,000
F P G	600	533.00	319,800
じもとホールディングス	100	994.00	99,400
東京きらぼしF G	300	1,157.00	347,100
富山第一銀行	500	302.00	151,000
ジェイリース	100	824.00	82,400
マーキュリアインベストメント	100	657.00	65,700
イントラスト	100	979.00	97,900
C a s a	100	1,280.00	128,000
アルヒ	300	1,930.00	579,000
プレミアグループ	100	2,164.00	216,400
エフテック	100	538.00	53,800
レシップホールディングス	100	554.00	55,400
武蔵精密工業	500	1,177.00	588,500

日産車体	400	909.00	363,600
新明和工業	600	870.00	522,000
極東開発工業	400	1,384.00	553,600
トピー工業	200	1,092.00	218,400
ティラド	100	1,275.00	127,500
曙ブレーキ	1,200	147.00	176,400
タチエス	300	1,096.00	328,800
フタバ産業	600	551.00	330,600
K Y B	200	2,187.00	437,400
市光工業	300	481.00	144,300
大同メタル工業	400	532.00	212,800
プレス工業	1,100	298.00	327,800
ミクニ	300	263.00	78,900
太平洋工業	400	999.00	399,600
河西工業	300	382.00	114,600
今仙電機製作所	200	662.00	132,400
安永	100	1,183.00	118,300
T B K	300	434.00	130,200
エクセディ	300	1,308.00	392,400
ミツバ	400	392.00	156,800
愛三工業	300	479.00	143,700
日本プラスト	200	428.00	85,600
ヨロズ	200	1,128.00	225,600
エフ・シー・シー	300	2,027.00	608,100
関西みらいF G	1,200	427.00	512,400
3 3 F G	200	1,340.00	268,000
ジャムコ	100	659.00	65,900
小野建	200	1,171.00	234,200
はるやまH L D G S	100	675.00	67,500
ノジマ	400	2,823.00	1,129,200
佐鳥電機	100	835.00	83,500
カップ・クリエイト	300	1,476.00	442,800
伯東	100	1,178.00	117,800
コンドーテック	200	1,084.00	216,800
中山福	100	500.00	50,000
ライトオン	200	624.00	124,800
ナガイレーベン	300	2,655.00	796,500
ジーンズメイト	100	414.00	41,400
三菱食品	200	2,802.00	560,400
三城ホールディングス	200	273.00	54,600

松田産業	200	1,497.00	299,400
アドヴァン	300	1,349.00	404,700
萩原電気HLDGS	100	2,215.00	221,500
アルビス	100	2,613.00	261,300
アズワン	100	15,540.00	1,554,000
スズデン	100	1,178.00	117,800
尾家産業	100	1,572.00	157,200
シモジマ	100	1,400.00	140,000
ドウシシャ	200	2,010.00	402,000
コナカ	200	257.00	51,400
高速	100	1,551.00	155,100
G-7ホールディングス	200	2,422.00	484,400
たけびし	100	1,553.00	155,300
イオン北海道	300	886.00	265,800
コジマ	400	681.00	272,400
ヒマラヤ	100	853.00	85,300
コーナン商事	300	3,640.00	1,092,000
エコス	100	2,407.00	240,700
ワタミ	300	976.00	292,800
マルシェ	100	556.00	55,600
システムソフト	500	102.00	51,000
丸文	200	525.00	105,000
西松屋チェーン	500	1,598.00	799,000
ハピネット	200	1,459.00	291,800
幸楽苑ホールディングス	100	1,744.00	174,400
日本ライフライン	600	1,373.00	823,800
サイゼリヤ	300	1,917.00	575,100
タカショー	100	698.00	69,800
VTホールディングス	900	397.00	357,300
マルカ	100	2,188.00	218,800
アルゴグラフィックス	200	3,385.00	677,000
魚力	100	1,664.00	166,400
IDOM	600	623.00	373,800
日本エム・ディ・エム	100	2,128.00	212,800
ポプラ	100	417.00	41,700
フジ・コーポレーション	100	2,413.00	241,300
ユナイテッドアローズ	200	1,448.00	289,600
進和	100	1,960.00	196,000
ダイトロン	100	1,580.00	158,000
ハイデイ日高	300	1,699.00	509,700

シークス	300	1,277.00	383,100
京都きもの友禅	100	225.00	22,500
ピーシーデポコーポ	300	660.00	198,000
田中商事	100	698.00	69,800
オーハシテクニカ	100	1,430.00	143,000
壱番屋	100	5,340.00	534,000
白銅	100	1,334.00	133,400
トップカルチャー	100	396.00	39,600
P L A N T	100	862.00	86,200
薬王堂ホールディングス	100	2,535.00	253,500
J M S	200	892.00	178,400
クボテック	100	318.00	31,800
長野計器	200	847.00	169,400
ブイ・テクノロジー	100	4,800.00	480,000
スター精密	300	1,429.00	428,700
東京計器	100	913.00	91,300
インターアクション	100	1,754.00	175,400
オーバル	200	222.00	44,400
東京精密	400	3,655.00	1,462,000
理研計器	200	2,774.00	554,800
キヤノン電子	200	1,417.00	283,400
タムロン	200	1,536.00	307,200
シード	100	655.00	65,500
ノーリツ鋼機	200	1,956.00	391,200
エー・アンド・デイ	200	659.00	131,800
リズム	100	635.00	63,500
大研医器	200	524.00	104,800
メニコン	300	7,180.00	2,154,000
中本パックス	100	1,618.00	161,800
スノーピーク	100	2,036.00	203,600
パラマウントベッドHD	200	4,220.00	844,000
トランザクション	100	1,001.00	100,100
粧美堂	100	360.00	36,000
ニホンフラッシュ	200	1,315.00	263,000
前田工織	200	2,774.00	554,800
永大産業	300	304.00	91,200
アートネイチャー	200	635.00	127,000
アイフィスジャパン	100	745.00	74,500
共立印刷	400	130.00	52,000
S H O E I	200	3,155.00	631,000

フランスベッドHLDGS	300	887.00	266,100
マーベラス	300	795.00	238,500
萩原工業	100	1,575.00	157,500
エイベックス	400	1,103.00	441,200
トッパン・フォームズ	500	1,018.00	509,000
フジシールインターナショナル	500	2,050.00	1,025,000
タカラトミー	1,000	960.00	960,000
廣濟堂	200	651.00	130,200
エステールホールディングス	100	611.00	61,100
レック	200	1,534.00	306,800
タカノ	100	597.00	59,700
三光合成	200	295.00	59,000
プロネクサス	200	1,121.00	224,200
ホクシン	100	117.00	11,700
ウッドワン	100	1,215.00	121,500
大建工業	100	1,879.00	187,900
きもと	400	166.00	66,400
共同印刷	100	2,591.00	259,100
NISSHA	400	1,301.00	520,400
藤森工業	200	4,330.00	866,000
ヴィア・ホールディングス	300	295.00	88,500
TAKARA & COMPANY	100	2,109.00	210,900
前澤化成工業	100	985.00	98,500
未来工業	100	1,943.00	194,300
ツツミ	100	2,344.00	234,400
ウェーブロックHLDGS	100	760.00	76,000
ジェイエスピー	100	1,625.00	162,500
ニチハ	300	3,125.00	937,500
小松ウオール工業	100	1,749.00	174,900
河合楽器	100	2,612.00	261,200
クリナップ	200	500.00	100,000
天馬	100	1,851.00	185,100
キングジム	200	885.00	177,000
象印マホービン	600	1,830.00	1,098,000
信越ポリマー	400	919.00	367,600
東リ	500	262.00	131,000
イトーキ	500	347.00	173,500
三菱鉛筆	400	1,344.00	537,600
松風	100	1,399.00	139,900
タカラスタンダード	400	1,438.00	575,200

ナカバヤシ	200	648.00	129,600
立川プラインド	100	1,224.00	122,400
グロープライド	100	3,350.00	335,000
オカムラ	700	739.00	517,300
バルカー	200	1,845.00	369,000
スクロール	300	988.00	296,400
ヨンドシーホールディングス	200	1,767.00	353,400
三陽商会	100	486.00	48,600
ナイガイ	100	380.00	38,000
蝶理	100	1,625.00	162,500
オンワ - ドホールディングス	1,300	220.00	286,000
三共生興	300	440.00	132,000
兼松	800	1,292.00	1,033,600
美津濃	200	1,846.00	369,200
ルックホールディングス	100	843.00	84,300
日本紙パルプ	100	3,735.00	373,500
カメイ	300	1,080.00	324,000
スターゼン	100	4,010.00	401,000
セイコーHD	300	1,389.00	416,700
山善	800	1,120.00	896,000
内田洋行	100	5,560.00	556,000
第一実業	100	3,745.00	374,500
西華産業	100	1,398.00	139,800
佐藤商事	200	986.00	197,200
菱洋エレクトロ	200	2,877.00	575,400
東京産業	200	557.00	111,400
ユアサ商事	200	3,255.00	651,000
神鋼商事	100	1,848.00	184,800
トルク	100	284.00	28,400
正栄食品	100	4,035.00	403,500
カナデン	200	1,505.00	301,000
菱電商事	200	1,538.00	307,600
フルサト工業	100	1,404.00	140,400
ナイス	100	1,258.00	125,800
昭光通商	100	615.00	61,500
極東貿易	100	1,423.00	142,300
イワキ	300	541.00	162,300
兼松エレクトロニクス	100	4,290.00	429,000
三愛石油	500	1,056.00	528,000
稲畑産業	500	1,301.00	650,500

G S I クレオス	100	1,898.00	189,800
明和産業	200	414.00	82,800
クワザワホールディングス	100	555.00	55,500
キムラタン	1,100	27.00	29,700
ヤマエ久野	200	1,183.00	236,600
デサント	400	1,670.00	668,000
キ ン グ	100	584.00	58,400
ワ キ タ	400	1,050.00	420,000
ヤマトインタ - ナショナル	100	333.00	33,300
ミツウロコグループ	300	1,267.00	380,100
シナネンホールディングス	100	3,075.00	307,500
伊藤忠エネクス	500	976.00	488,000
サンワ テクノス	100	855.00	85,500
リョーサン	200	2,055.00	411,000
新光商事	300	871.00	261,300
トーホー	100	1,841.00	184,100
三信電気	100	2,077.00	207,700
東陽テクニカ	200	989.00	197,800
モスフード サービス	300	2,819.00	845,700
加賀電子	200	2,184.00	436,800
三益半導体	200	2,385.00	477,000
都築電気	100	1,709.00	170,900
ソーダニツカ	200	570.00	114,000
立花エレテック	200	1,757.00	351,400
木曽路	300	2,529.00	758,700
S R S ホールディングス	200	898.00	179,600
千 趣 会	400	380.00	152,000
タカキユー	200	140.00	28,000
リテールパートナーズ	300	1,470.00	441,000
ケーヨー	400	732.00	292,800
上新電機	200	2,626.00	525,200
日本瓦斯	300	5,210.00	1,563,000
ロイヤルホールディングス	400	1,821.00	728,400
いなげや	300	1,858.00	557,400
チヨダ	200	966.00	193,200
ライフコーポレーション	200	3,860.00	772,000
リンガーハット	300	2,221.00	666,300
Mr M a x H D	300	743.00	222,900
テンアライド	200	357.00	71,400
A O K I ホールディングス	400	485.00	194,000

オークワ	300	1,430.00	429,000
コメリ	300	3,120.00	936,000
青山商事	400	529.00	211,600
はせがわ	100	300.00	30,000
松屋	400	700.00	280,000
近鉄百貨店	100	3,185.00	318,500
アクシアル リテイリング	200	4,540.00	908,000
井筒屋	100	179.00	17,900
フオーバル	100	924.00	92,400
平和堂	400	2,276.00	910,400
フジ	300	1,942.00	582,600
ヤオコー	200	7,500.00	1,500,000
ゼビオホールディングス	300	733.00	219,900
三谷産業	300	407.00	122,100
OLYMPICグループ	100	991.00	99,100
日産東京販売HD	300	257.00	77,100
武蔵野銀行	300	1,602.00	480,600
千葉興業銀行	500	270.00	135,000
筑波銀行	900	189.00	170,100
青森銀行	200	2,454.00	490,800
秋田銀行	100	1,561.00	156,100
山形銀行	200	1,381.00	276,200
岩手銀行	100	2,471.00	247,100
東邦銀行	1,900	232.00	440,800
東北銀行	100	1,118.00	111,800
みちのく銀行	100	1,263.00	126,300
十六銀行	300	1,976.00	592,800
山梨中央銀行	200	859.00	171,800
大垣共立銀行	400	2,347.00	938,800
福井銀行	200	1,868.00	373,600
北國銀行	200	3,030.00	606,000
清水銀行	100	1,781.00	178,100
南都銀行	300	1,942.00	582,600
百五銀行	1,900	331.00	628,900
紀陽銀行	700	1,569.00	1,098,300
山陰合同銀行	1,200	547.00	656,400
鳥取銀行	100	1,145.00	114,500
百十四銀行	200	1,760.00	352,000
四国銀行	300	742.00	222,600
阿波銀行	300	2,529.00	758,700

大分銀行	100	2,510.00	251,000	
宮崎銀行	100	2,362.00	236,200	
佐賀銀行	100	1,335.00	133,500	
沖縄銀行	200	3,050.00	610,000	
琉球銀行	500	893.00	446,500	
高知銀行	100	753.00	75,300	
芙蓉総合リース	200	6,260.00	1,252,000	
みずほリース	300	2,774.00	832,200	
日本証券金融	900	517.00	465,300	
アイフル	3,200	287.00	918,400	
日本アジア投資	200	226.00	45,200	
長野銀行	100	1,418.00	141,800	
名古屋銀行	200	2,791.00	558,200	
北洋銀行	3,200	229.00	732,800	
愛知銀行	100	2,994.00	299,400	
中京銀行	100	2,169.00	216,900	
大光銀行	100	1,300.00	130,000	
愛媛銀行	300	1,179.00	353,700	
トマト銀行	100	1,048.00	104,800	
京葉銀行	900	489.00	440,100	
栃木銀行	1,000	185.00	185,000	
北日本銀行	100	1,990.00	199,000	
東和銀行	400	716.00	286,400	
福島銀行	200	238.00	47,600	
大東銀行	100	615.00	61,500	
リコーリース	200	2,812.00	562,400	
ジャックス	200	1,726.00	345,200	
オ リ コ	5,700	115.00	655,500	
アプラスフィナンシャル	1,000	78.00	78,000	
九州 リースサービス	100	619.00	61,900	
トモニホールディングス	1,600	332.00	531,200	
岡三証券グループ	1,800	365.00	657,000	
丸三証券	600	506.00	303,600	
東洋証券	800	124.00	99,200	
東海東京HD	2,400	285.00	684,000	
光世証券	100	709.00	70,900	
水戸証券	600	221.00	132,600	
いちよし証券	400	470.00	188,000	
マネックスG	1,600	280.00	448,000	
極東証券	300	730.00	219,000	

岩井コスモホールディング	200	1,389.00	277,800
藍澤證券	400	705.00	282,000
フィデアホール	2,000	109.00	218,000
池田泉州HD	2,400	168.00	403,200
アニコムホールディングス	800	1,218.00	974,400
マネーパートナーズGP	200	202.00	40,400
スパークス・グループ	700	250.00	175,000
小林洋行	100	265.00	26,500
アドバンテッジリスクマネ	100	765.00	76,500
イー・ギャランティ	200	2,281.00	456,200
アサックス	100	754.00	75,400
NECキャピタルソリューション	100	1,874.00	187,400
平和不動産	400	3,100.00	1,240,000
ダイビル	500	1,245.00	622,500
京阪神ビルディング	300	1,793.00	537,900
太平洋興発	100	617.00	61,700
テーオーシー	400	662.00	264,800
レオパレス21	2,800	165.00	462,000
スターツコーポレーション	300	2,439.00	731,700
フジ住宅	200	537.00	107,400
空港施設	200	475.00	95,000
明和地所	100	493.00	49,300
ゴールドクレスト	200	1,356.00	271,200
エスリード	100	1,373.00	137,300
日神グループHLDGS	300	419.00	125,700
日本エスコン	400	985.00	394,000
タカラレーベン	1,000	309.00	309,000
AVANTIA	100	872.00	87,200
毎日コムネット	100	721.00	72,100
ファースト住建	100	1,082.00	108,200
ランド	11,400	9.00	102,600
カチタス	500	3,315.00	1,657,500
東祥	100	1,339.00	133,900
トーセイ	300	1,072.00	321,600
サンフロンティア不動産	300	897.00	269,100
エフ・ジェー・ネクスト	200	943.00	188,600
インテリックス	100	514.00	51,400
ランドビジネス	100	328.00	32,800
サンネクスタグループ	100	1,021.00	102,100
グランディハウス	200	374.00	74,800

富士急行	300	4,375.00	1,312,500
新京成電鉄	100	2,158.00	215,800
鴻池運輸	300	1,145.00	343,500
ハマキョウレックス	200	3,135.00	627,000
サカイ引越センター	100	5,140.00	514,000
山陽電鉄	100	2,096.00	209,600
トランコム	100	7,640.00	764,000
日新	200	1,550.00	310,000
丸運	100	247.00	24,700
丸全昭和運輸	200	3,370.00	674,000
センコーグループHLDGS	1,100	973.00	1,070,300
福山通運	300	4,655.00	1,396,500
エスライン	100	981.00	98,100
日立物流	400	3,405.00	1,362,000
丸和運輸機関	200	4,660.00	932,000
C & F ロジホールディングス	200	1,741.00	348,200
川崎汽船	600	1,335.00	801,000
NSユナイテッド海運	100	1,479.00	147,900
明治海運	200	395.00	79,000
飯野海運	1,000	381.00	381,000
GENKY DRUGSTORES	100	3,845.00	384,500
国際紙パルプ商事	500	280.00	140,000
ブックオフGHD	100	863.00	86,300
三井倉庫HOLD	200	1,932.00	386,400
住友倉庫	700	1,301.00	910,700
渋沢倉庫	100	2,239.00	223,900
ヤマタネ	100	1,367.00	136,700
東陽倉庫	400	332.00	132,800
乾汽船	100	917.00	91,700
日本トランスシティ	400	600.00	240,000
中央倉庫	100	1,200.00	120,000
安田倉庫	200	958.00	191,600
東洋埠頭	100	1,498.00	149,800
宇徳	200	489.00	97,800
キムラユニティー	100	1,091.00	109,100
キューソー流通システム	100	1,726.00	172,600
近鉄エクスプレス	400	2,396.00	958,400
東海運	100	312.00	31,200
エーアイティー	100	1,070.00	107,000
内外トランスライン	100	1,239.00	123,900

日本コンセプト	100	1,506.00	150,600
朝日放送グループHD	200	707.00	141,400
スカパーJ S A T H D	1,400	455.00	637,000
テレビ東京HD	200	2,399.00	479,800
日本BS放送	100	1,082.00	108,200
ビジョン	200	975.00	195,000
スマートバリュー	100	1,124.00	112,400
USEN-NEXT HLDGS	100	1,420.00	142,000
ワイヤレスゲート	100	779.00	77,900
コネクシオ	100	1,219.00	121,900
日本通信	1,600	215.00	344,000
エムティーアイ	200	928.00	185,600
GMOインターネット	800	3,000.00	2,400,000
ファイバーゲート	100	2,451.00	245,100
アイドママーケティングコミュ	100	420.00	42,000
KADOKAWA	600	2,901.00	1,740,600
学研ホールディングス	400	1,524.00	609,600
ゼンリン	400	1,225.00	490,000
昭文社ホールディングス	100	484.00	48,400
インプレスホールディングス	200	183.00	36,600
沖縄電力	400	1,594.00	637,600
エフオン	100	895.00	89,500
イーレックス	300	1,313.00	393,900
レノバ	400	1,552.00	620,800
北海道瓦斯	100	1,548.00	154,800
広島ガス	400	376.00	150,400
西部瓦斯	200	2,625.00	525,000
静岡ガス	600	936.00	561,600
メタウォーター	200	2,314.00	462,800
アイネット	100	1,547.00	154,700
エイチ・アイ・エス	300	1,677.00	503,100
東映	100	16,740.00	1,674,000
共立メンテナンス	300	4,065.00	1,219,500
イチネンホールディングス	200	1,301.00	260,200
建設技術研究所	100	1,910.00	191,000
スペース	100	780.00	78,000
長大	100	1,273.00	127,300
燦ホールディングス	100	1,192.00	119,200
東京テアトル	100	1,279.00	127,900
ナガワ	100	7,520.00	752,000

東京都競馬	100	5,600.00	560,000
常磐興産	100	1,478.00	147,800
カナモト	300	2,352.00	705,600
東京ドーム	800	802.00	641,600
D T S	500	2,277.00	1,138,500
シーイーシー	200	1,646.00	329,200
西尾レントオール	200	2,195.00	439,000
アゴラ・ホスピタリティーG	1,300	27.00	35,100
トランス・コスモス	200	2,830.00	566,000
乃村工藝社	900	740.00	666,000
ジャステック	100	1,514.00	151,400
藤田観光	100	1,565.00	156,500
K N T - C Tホールディングス	100	1,115.00	111,500
日本管財	200	2,075.00	415,000
トーカイ	200	2,102.00	420,400
日本システムウエア	100	2,077.00	207,700
セントラル警備保障	100	3,635.00	363,500
アイネス	200	1,643.00	328,600
丹青社	400	767.00	306,800
T K C	200	6,940.00	1,388,000
富士ソフト	300	5,780.00	1,734,000
応用地質	200	1,262.00	252,400
船井総研ホールディン	400	2,441.00	976,400
N S D	700	1,950.00	1,365,000
進学会ホールディングス	100	465.00	46,500
オ オ バ	100	743.00	74,300
学 究 社	100	1,083.00	108,300
イオンディライト	300	3,060.00	918,000
ナック	100	961.00	96,100
福井コンピュータH L D S	100	3,160.00	316,000
ニチイ学館	200	1,666.00	333,200
ダイセキ	300	2,832.00	849,600
ステップ	100	1,551.00	155,100
日鉄物産	100	3,120.00	312,000
泉州電業	100	3,195.00	319,500
元気寿司	100	2,356.00	235,600
トラスコ中山	400	2,728.00	1,091,200
モリト	200	686.00	137,200
アークランドサカモト	300	2,262.00	678,600
グルメ杵屋	100	974.00	97,400

愛 眼	200	231.00	46,200	
ケーユーホールディングス	100	825.00	82,500	
加藤産業	300	3,675.00	1,102,500	
イノテック	100	1,016.00	101,600	
イエローハット	400	1,814.00	725,600	
松屋フーズHLDGS	100	3,550.00	355,000	
JBCCHホールディングス	200	1,609.00	321,800	
JKホールディングス	200	832.00	166,400	
サガミホールディングス	300	1,285.00	385,500	
日 伝	200	2,301.00	460,200	
関西スーパーマーケット	200	1,289.00	257,800	
ミロク情報サービス	200	2,253.00	450,600	
北沢産業	200	284.00	56,800	
杉本商事	100	1,897.00	189,700	
因幡電機産業	600	2,600.00	1,560,000	
王将フードサービス	200	5,970.00	1,194,000	
プレナス	200	1,733.00	346,600	
ミニストップ	200	1,410.00	282,000	
アークス	400	2,411.00	964,400	
パローホールディングス	500	2,619.00	1,309,500	
東 テ ク	100	2,367.00	236,700	
アルテック	200	298.00	59,600	
ベ ル ク	100	6,730.00	673,000	
大 庄	100	1,197.00	119,700	
タキヒヨー	100	1,830.00	183,000	
サックスパーホールディング	200	567.00	113,400	
ジェコス	100	929.00	92,900	
グローセル	200	407.00	81,400	
ベルーナ	500	950.00	475,000	
合計			499,112,700	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2020年10月30日

資産総額	495,644,516円
負債総額	868,355円
純資産総額(-)	494,776,161円
発行済数量	522,644,849口
1単位当たり純資産額(/)	0.9467円

(参考) 日本小型株インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2020年10月30日

資産総額	526,107,987円
負債総額	31,340,110円
純資産総額(-)	494,767,877円
発行済数量	517,949,563口
1単位当たり純資産額(/)	0.9552円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2020年10月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	49	78,815
追加型株式投資信託	714	16,924,703
株式投資信託 合計	763	17,003,518
単位型公社債投資信託	38	127,237
追加型公社債投資信託	14	1,437,527
公社債投資信託 合計	52	1,564,764
総合計	815	18,568,282

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第62期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,489	2,741
有価証券	554	22,167
前払費用	214	205
未収委託者報酬	11,468	10,847
未収収益	98	63
その他	56	62
流動資産計	40,882	36,088
固定資産		
有形固定資産	1	217
建物	10	7
器具備品	195	209
無形固定資産	2,821	2,362

ソフトウェア	2,804	2,028
ソフトウェア仮勘定	17	333
投資その他の資産	12,799	15,844
投資有価証券	8,493	9,153
関係会社株式	1,836	3,972
出資金	183	183
長期差入保証金	1,070	1,069
繰延税金資産	1,183	1,431
その他	31	33
固定資産計	15,827	18,424
資産合計	56,709	54,512

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	75	69
未払金	8,548	7,573
未払収益分配金	15	14
未払償還金	40	39
未払手数料	4,610	3,988
その他未払金	2 3,882	2 3,530
未払費用	3,735	3,830
未払法人税等	726	656
未払消費税等	255	590
賞与引当金	725	688
その他	2	5
流動負債計	14,070	13,414
固定負債		
退職給付引当金	2,389	2,574
役員退職慰労引当金	103	88
その他	2	5
固定負債計	2,496	2,667
負債合計	16,567	16,082
純資産の部		
株主資本		

資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,052	11,749
利益剰余金合計	13,426	12,123
株主資本合計	40,096	38,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	363
評価・換算差額等合計	46	363
純資産合計	40,142	38,430
負債・純資産合計	56,709	54,512

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,052	69,550
その他営業収益	673	583
営業収益計	76,725	70,134
営業費用		
支払手数料	35,789	31,120
広告宣伝費	694	745
調査費	9,066	8,858
調査費	1,057	1,188
委託調査費	8,009	7,670
委託計算費	1,351	1,410
営業雑経費	1,557	1,770
通信費	228	240
印刷費	513	524
協会費	55	56
諸会費	13	13
その他営業雑経費	746	936
営業費用計	48,459	43,906
一般管理費		

給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299
退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31 日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	38	912
投資有価証券売却益	215	214
有価証券償還益	133	24
その他	134	78
営業外収益計	521	1,230
営業外費用		
有価証券償還損	32	71
投資有価証券売却損	40	1
その他	60	54
営業外費用計	132	127
経常利益	16,961	15,629
特別損失		
システム刷新関連費用	-	537
投資有価証券評価損	-	48
関係会社整理損失	29	-
特別損失計	29	585
税引前当期純利益	16,931	15,043
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555
法人税等調整額	15	78

法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	12,669	12,669	12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	798	798	798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	170	170	170
当期変動額合計	170	170	969
当期末残高	46	46	40,142

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	11,868	11,868	11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,302	1,302	1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	410	410	410
当期変動額合計	410	410	410
当期末残高	363	363	38,430

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

1．収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

- (損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未払金	3,788百万円	3,397百万円

3 保証債務

前事業年度(2019年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	11,868百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,550円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月24日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,564百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,050円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月24日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金		28,489	28,489	-
(2) 未収委託者報酬		11,468	11,468	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券		8,380	8,380	-
資産計		48,338	48,338	-
(1) 未払手数料		(4,610)	(4,610)	-

(2) その他未払金	(3,882)	(3,882)	-
(3) 未払費用(*2)	(2,805)	(2,805)	-
負債計	(11,298)	(11,298)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金		2,741	2,741	-
(2) 未収委託者報酬		10,847	10,847	-
(3) 有価証券及び投資有価証券				
有価証券		21,900	21,900	-
其他有価証券		8,754	8,754	-
資産計		44,243	44,243	-
(1) 未払手数料		(3,988)	(3,988)	-
(2) その他未払金		(3,530)	(3,530)	-
(3) 未払費用(*2)		(2,889)	(2,889)	-
負債計		(10,408)	(10,408)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	666	666
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,836	3,972

(3) 長期差入保証金	1,070	1,069
-------------	-------	-------

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,741	-	-	-
未収委託者報酬	10,847	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
有価証券	21,900	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	267	3,463	1,184	-
合計	35,756	3,463	1,184	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	87	55	32
(2) その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,301	3,560	258
小計	3,301	3,560	258
合計	8,380	8,328	52

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	60	55	5
(2) その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	764
小計	27,589	28,354	764
合計	30,654	31,181	526

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	389	86	-
(2) その他 証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他			

証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,350百万円	2,389百万円
勤務費用	158	159
退職給付の支払額	171	183
その他	52	207
退職給付債務の期末残高	2,389	2,574

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389百万円	2,574百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,389	2,574
退職給付引当金	2,389	2,574

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,389	2,574
-------------------------	-------	-------

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	158百万円	159百万円
その他	41	27
確定給付制度に係る退職給付費用	199	187

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金		788
	731	
システム関連費用	170	198
賞与引当金	182	177
未払事業税	141	129
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	32	47
その他	240	399
繰延税金資産小計	1,592	1,835
評価性引当額	164	173
繰延税金資産合計	1,428	1,661
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡 益)	159	159
その他有価証券評価差 額金	85	71
繰延税金負債合計	244	230
繰延税金資産の純額	1,183	1,431

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	-	-
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有)直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,052	未払費用	173

同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,063	長期差入保証金	1,055
-------------	------------	--------	-----	--------	---	---------	-------------	-------	---------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)(注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	株大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,389.06円	1株当たり純資産額	14,732.52円
1株当たり当期純利益	4,550.81円	1株当たり当期純利益	4,050.66円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (2020年9月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,811
有価証券		12,910
未収委託者報酬		11,357
その他		360
流動資産合計		27,439
固定資産		
有形固定資産	1	226
無形固定資産		
ソフトウェア		1,720
その他		687
無形固定資産合計		2,408
投資その他の資産		
投資有価証券		10,638
関係会社株式		3,972
繰延税金資産		1,053
その他		1,286
投資その他の資産合計		16,951
固定資産合計		19,586
資産合計		47,025

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2020年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	5,860
未払費用	3,365
未払法人税等	594
賞与引当金	571
その他	2

流動負債合計	11,000
--------	--------

固定負債

退職給付引当金	2,609
役員退職慰労引当金	110
その他	4

固定負債合計	2,724
--------	-------

負債合計

負債合計	13,724
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495

利益剰余金

利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,784

利益剰余金合計	6,158
---------	-------

株主資本合計

株主資本合計	32,828
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	472
--------------	-----

評価・換算差額等合計	472
------------	-----

純資産合計

純資産合計	33,301
-------	--------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	47,025
----------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間

(自 2020年4月1日
至 2020年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		31,426
その他営業収益		214
営業収益合計		31,641
営業費用		
支払手数料		13,509
その他営業費用		5,825
営業費用合計		19,334
一般管理費	1	5,708
営業利益		6,597
営業外収益	2	239
営業外費用	3	156
経常利益		6,679
特別利益		-
特別損失		-
税引前中間純利益		6,679
法人税、住民税及び事業税		2,071
法人税等調整額		8
中間純利益		4,599

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	10,564	10,564	10,564

中間純利益	-	-	-	4,599	4,599	4,599
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	5,965	5,965	5,965
当中間期末残高	15,174	11,495	374	5,784	6,158	32,828

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	363	363	38,430
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	10,564
中間純利益	-	-	4,599
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	836	836	836
当中間期変動額合計	836	836	5,128
当中間期末残高	472	472	33,301

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
有形固定資産	316百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,623百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	11百万円
無形固定資産	327百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資有価証券売却益	203百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
為替差損	63百万円
有価証券償還損	46百万円
投資有価証券売却損	33百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年3月31日	2020年6月24日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2020年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券（1）	60			60
資産合計	60			60

（ 1 ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券410百万円、投資有価証券9,911百万円は上記の表に含めておりません。

（ 2 ）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（ 1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル 1 に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注 2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式等	666
子会社株式	1,944
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2020年 9 月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,944百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（ 1 ）株式	60	55	5
（ 2 ）その他	7,989	7,141	847
小計	8,049	7,196	852
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

その他	14,833	15,006	173
小計	14,833	15,006	173
合計	22,882	22,203	679

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	12,766.41円
1株当たり中間純利益	1,763.16円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
中間純利益(百万円)	4,599
普通株式に係る中間純利益(百万円)	4,599
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc.への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。

2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2020年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2020年3月 末日現在)	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	
岡三オンライン証券株式会社	2,500	
松井証券株式会社	11,945	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	(注1)
三井住友信託銀行株式会社	342,037	(注2)

(注1) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注2) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日)	(書類名)
2019年12月12日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年1月10日	有価証券届出書、有価証券報告書
2020年4月24日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年7月10日	半期報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業 務執行社員	公認会計士	小倉 加奈子	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員業 務執行社員	公認会計士	間瀬 友未	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員業 務執行社員	公認会計士	深井 康治	印
--------------------	-------	-------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 英之 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeNEXT 日本小型株インデックスの2019年10月19日から2020年10月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFreeNEXT 日本小型株インデックスの2020年10月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治	印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。